

公安委員会所管事業者の個人情報の取扱いに係る監督及び指導要領の継続運用について  
(一般甲) (要徹底)

令和3年6月25日  
兵警広一般甲第66号

対号 公安委員会所管事業者の個人情報の取扱いに係る監督及び  
指導要領の継続運用について (令和元年6月28日兵警広一般  
甲第20号)

公安委員会所管事業者の個人情報の取扱いに関する監督及び指導要領については、対号により運用しているところであるが、引き続き下記のとおり運用することとしたので、各所属長は、所属職員に周知徹底の上、誤りのないようにされたい。

記

第1 趣旨

この要領は、兵庫県公安委員会 (以下「公安委員会」という。) が所管する事業分野の事業者の個人情報の取扱いに係る監督及び指導について、必要な事項を定めるものとする。

第2 定義

この要領における用語の意義は、個人情報の保護に関する法律 (平成15年法律第57号。以下「法」という。)、個人情報の保護に関する法律施行規則 (平成28年個人情報保護委員会規則第3号) 及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (平成25年法律第27号) に定めるもののほか、次に定めるところによる。

- (1) 公安委員会所管事業者 公安委員会が所管する事業分野の個人情報取扱事業者又は匿名加工情報取扱事業者 (以下「個人情報取扱事業者等」という。) をいう。
- (2) 委任事業者 公安委員会所管事業者のうち、法第44条第1項の規定等に基づき公安委員会が法第40条第1項の規定による権限に属する事務を行う事業分野 (以下「委任事業分野」という。) の個人情報取扱事業者等をいう。
- (3) 委任監督行為 法第40条第1項の規定等により、委任事業者に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又は委任事業者の事務所その他必要な場所に立ち入り、個人情報等の取扱いに関し質問し、若しくは帳簿書類その他の物件を検査することをいう。
- (4) 所管課長 公安委員会が所管する事業分野を所管する警察本部の所属の長をいう。
- (5) 委任事業所管課長 所管課長のうち、委任事業分野を所管する警察本部の所属の長をいう。

第3 公安委員会所管事業者に係る苦情等の措置

- 1 警察職員は、公安委員会所管事業者の個人情報の取扱いに関する苦情又は相談 (以下「苦情等」という。) を認知したときは、広聴処理票 (兵庫県警察広報広聴活動規程 (平成11年兵庫県警察本部訓令第6号) 第36条第2項に規定する広聴処理票をいう。) を作成し、所属長に報告するものとする。

- 2 所属長は、前記1による報告を受けたときは、当該公安委員会所管事業者の事業分野の所管課長に通知するものとする。
- 3 所管課長は、苦情等を認知したときは、事実関係その他必要な事項を総務部県民広報課長（以下「県民広報課長」という。）に通知するとともに、必要に応じて、当該公安委員会所管事業者に対して、当該苦情等を適切かつ迅速に処理するよう教示するものとする。
- 4 所管課長は、前記3による教示をしたときは、必要に応じて、その状況を苦情等の申出者に通知するものとする。
- 5 所管課長は、必要があると認めるときは、前記3による教示又は前記4による通知を関係警察署長に依頼することができる。

#### 第4 委任監督行為

- 1 委任事業所管課長は、所管する事業分野の委任事業者に対して委任監督行為を行う必要があると認めるときは、県民広報課長と協議の上、公安委員会に上申するものとする。
- 2 委任事業所管課長は、前記1による上申の結果、公安委員会が委任事業者に対して報告又は資料の提出を求める旨を決定したときは、報告・資料提出要求書（様式第1号）を、当該委任事業者を代表する者又はこれに代わる者（以下「代表者等」という。）に交付するものとする。
- 3 委任事業所管課長は、前記1による上申の結果、公安委員会が委任事業者に対して立入り、質問又は検査（以下「立入り等」という。）を行う旨を決定したときは、代表者等に対し、その期日、場所その他必要な事項を書面又は口頭で告知するものとする。この場合において、委任事業所管課長は、立入り等をする職員に、その身分を示す証明書を携帯させるものとする。
- 4 委任事業所管課長は、所管する事業分野の委任事業者に対して委任監督行為を行ったときは、その結果を1箇月ごとに（法第4章第1節又は第2節の規定に違反する行為があると認めるときは、直ちに）報告書（様式第2号）により、国家公安委員会を經由して個人情報保護委員会に報告するものとする。この場合において、当該報告は、当該事業分野を所管する警察庁の内部部局の課（課に準ずるものを含む。）の長（以下「警察庁所管課長」という。）を通じて行うものとする。

#### 第5 個人情報保護委員会に対する適切な措置の求め

- 1 所管課長は、所管する事業分野の公安委員会所管事業者に対して監督の権限（当該公安委員会所管事業者が委任事業者である場合は、委任監督行為以外の監督の権限）を行使する必要があると認めるときは、個人情報保護委員会に対して適切な措置をとるべきことを求めること（以下「適切な措置の求め」という。）を県民広報課長と協議の上、公安委員会に上申するものとする。
- 2 所管課長は、前記1による上申の結果、公安委員会が適切な措置の求めを行う旨を決定したときは、警察庁所管課長を通じて警察庁長官官房総務課長に報告するものとする。

#### 第6 個人データ又は特定個人情報の漏えい等事案が発生した場合の措置

- 1 警察職員は、公安委員会所管事業者が保有する個人データ若しくは特定個人情報の漏えい、滅失若しくは毀損若しくは加工方法等情報の漏えい又はそれらのおそれ

のある事案（以下「漏えい等事案」という。）を認知したときは、直ちに所属長に報告するものとする。

- 2 所属長は、前記1による報告を受けたときは、速やかに当該公安委員会所管事業者の事業分野の所管課長に通知するものとする。
- 3 所管課長は、漏えい等事案を認知したときは、速やかに県民広報課長に通知するとともに、当該公安委員会所管事業者に対し、必要な措置を講ずるよう教示するものとする。
- 4 前記3に掲げる場合のほか、所管課長は、漏えい等事案を認知したときは、次に掲げる公安委員会所管事業者の区分に応じて、それぞれに定める措置を講ずるものとする。
  - (1) 委任事業者以外の公安委員会所管事業者 当該公安委員会所管事業者に対して、個人情報保護委員会（当該公安委員会所管事業者が認定個人情報保護団体の対象事業者であるときは、当該認定個人情報保護団体）に報告するよう教示するものとする。
  - (2) 委任事業者 当該委任事業者に対して必要な事項の報告を求めた上、公安委員会に報告するとともに、警察庁所管課長を通じて警察庁長官官房総務課長に報告するものとする。

様

兵庫県公安委員会



## 報告・資料提出要求書

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第40条第1項の規定等により、次のとおり、報告 資料の提出 を要求します。

なお、報告若しくは資料の提出をせず、虚偽の報告をし、又は虚偽の資料を提出したときは、個人情報の保護に関する法律第85条の規定に基づき、刑罰に処せられることがあります。

事業所の所在地 及び連絡先	電話 ( )
事業者の名称	
代表者の氏名	
報告を要求する事項 (提出を要求する資料)	
報告を要求する理由 (資料の提出を要求する理由)	
報告(資料の提出)先	兵庫県公安委員会
報告(資料の提出)期限	年 月 日
担当部署及び連絡先	電話 ( )

この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に上記の担当部署を経由して兵庫県公安委員会に対し審査請求をするか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に神戸地方裁判所に対し兵庫県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

注 該当する□の中にレ印を付けること。

